

【事業の継続性】

こども相談センターの運営は、こどもの福祉向上を図るための本市の重要施策として継続していく。

(維持管理費)

人件費は、こども青少年局の職員一人当たり単価7,471千円に児童福祉法の児童福祉司等の配置基準に基づき算出した職員数200名に基づき算定している。

維持運営費は、北部こども相談センター開設時に管轄区を20区から13区に変更するため、職員及び非常勤職員の再配置等を行うが、体制強化に伴い、建替え移転時(令和6年度)の本務職員数は平成30年度の177人から23人増員し200人となる見込みであり、非常勤職員についても同率(1割程度)の増員を見込んでいる。

積算は現センターの平成30年度決算見込み額から、職員数等の増員による消耗品費や通信運搬費などの増要素と、建物の延床面積が減少することによる光熱水費や清掃委託費などの減要素をそれぞれ反映し積算としている。

なお、維持管理費は、建替え移転時(2024年度)に向け改めて精査する。

(こども相談センター体制強化案)

2018年度		職員数	2021年度		職員数	2026年度		職員数	増員数
児童相談所本務職員合計		261人	児童相談所本務職員合計		342人	児童相談所本務職員合計		422人	161人
こども相談センター (森ノ宮)		(177人)	こども相談センター (森ノ宮)		(151人)	こども相談センター (移転後)		(200人)	(23人)
南部こども相談センター		(84人)	北部こども相談センター		(93人)	北部こども相談センター		(108人)	(108人)
			南部こども相談センター		(98人)	南部こども相談センター		(114人)	(30人)

・各年度の職員数については、担当内の現時点案である。

	見込額	積算(平成30年度決算見込み額を元に増減要素を反映)
人件費	1,457,400	児童福祉法の児童福祉司等の配置基準等に基づき算定(@7,287千円×200名)
維持運営費	529,000	非常勤職員報酬: 238,000千円(一割程度の増を想定) 運営費: 291,000千円 ・増要素: 職員の増加に伴う消耗品費などの増 ・減要素: 延床面積減少等に伴う光熱水費や清掃費の減
総計	1,986,400	

安全・環境への配慮

安全対策

- ・敷地の隣に小学校があることから、工事期間中については、工事車両出入口においてガードマンを配置して安全確保を図る。

環境に配慮した設備

- ・LED照明の設置や間伐材の使用を行う。

環境への影響と対策

- ・工事期間中は、騒音対策や工事車両通行時の安全対策など、周辺地域への配慮を行う。
- ・現在のこども相談センターは、移転後、南部こども相談センターの増築工事を始めるため、南部こども相談センター一時保護所として2025年度末まで活用する。また、施設の一部を教育相談担当のサテライトの一つとして活用できるよう検討する。

PPP/PFI手法等、事業の整備・運営手法の検討状況

- ・児童相談所は、児童虐待に関しては一時保護や措置といった強力な行政権限を行使するため、運営を民間事業者に託すことはできない。
- ・児童相談所の設備整備については、最低基準や運営指針、一時保護ガイドライン等に基づいて行う必要があり、設計や建築の部分で民間事業者の裁量の余地は小さい。
- ・PFI事業は、契約までに長期間を要することから、開設時期が2025年度後半となり、1年半程度の遅れが生じる。

以上のことから、PFI導入による財政削減効果は一定あるものの、児童相談所は民間事業者で運営することはできず、また、一時保護所を併設した単独の児童相談所のPFI事例は他都市においてないため、民間の創意工夫が活用されるとは言い難く、一時保護所の児童の生活環境改善及び専門職員の増員に伴う事務所の狭隘化解消を再優先で行う必要があるため、本事業においてはPFIを導入しないものとする。

(参考)

こども相談センター（児童相談所）について

こども相談センターは、児童福祉法第12条第1項に基づいて設置される児童福祉行政の第一線機関である児童相談所に、教育センターの教育相談部門が統合されたものである。18歳未満のこどもに関する相談を受け、児童福祉法及び児童虐待防止法等に基づき、こどもが心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な調査・判定に基づいた指導（治療）・措置、一時保護などの業務を行い、一時保護所入所児童への医療的ケアを行うとともに、被虐待児童等への医学的診断を行うため診療所機能も有している。また、教育相談部門では、不登校、いじめ問題など学校教育に関する相談を行っている。

○こども相談センターの業務・機能

業 務	機 能
相談	児童に関する問題について、家庭その他からの相談に応じている。 【相談の種類】 ○児童相談所：養護相談・非行相談・育成相談・障がい相談・保健相談 ○教育相談：教育相談
調査・診断・判定	児童やその家庭について、必要な調査を行い、また解決の方法を見いだすため、医学的、心理学的、社会学的、教育学的、及び精神保健上の判定（治療）を行っている。
指導（治療）・措置	相談・調査・判定の結果、必要に応じて指導（治療）を行い、また、児童を児童福祉施設に入所（又は通所）させ、あるいは里親等に委託して児童の健全な育成を図っている。
一時保護	緊急に児童の保護を要する場合、あるいは、児童の行動観察が必要な場合、又は児童の指導（治療）上、短期の入所保護が必要とされる場合、これらの児童について一時保護を行っている。
児童虐待への対応	児童虐待の通告を受け、必要に応じて安全確認や立入調査等の対応を行っているほか、介入後の家族再統合等の援助を実施している。
民法上の権限	親権者に対する親権停止・親権喪失等の審判の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。
区子育て支援室等の援助機能	区保健福祉センター子育て支援室等における児童家庭相談への対応について、区相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行う。
家庭、地域への援助	児童の健全育成・児童養育を支援するため、児童の福祉に関する多様なサービスの調整を行う。また、児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発や関係機関ネットワークへの支援・研修を実施する。